

毎年9月は障害者雇用支援月間です！

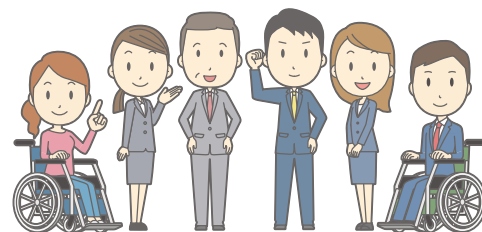
9月は障害者雇用支援月間です。企業の事業主だけでなく、全ての人に「障がい者雇用」について広く知ってもらうことや、障がい者の自立を支援することを目的に、国や自治体などが協力して、さまざまな取組を行っています。

毎年この期間に合わせて、厚生労働省では、障がい者雇用に関する優良企業などを表彰したり、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」が主催となり、募集したポスター原画や企業の障がい者雇用に関する取組事例の優れたものに対し表彰しています。

⇒障害者雇用支援月間について(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ)
<http://www.jeed.or.jp/disability/activity/education/index.html>

みんなが働きやすい社会へ、障害者雇用促進法

「障害者雇用促進法」とは、障がい者の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がい者本人への公的支援措置などを定めた法律です。平成30年4月1日に一部見直しが行われました。



①障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わりました

「障がい者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、全ての事業主には、障がい者を雇用する責務があります。平成30年4月1日から、障がい者雇用義務の対象として、これまでの身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が加わりました。

②法定雇用率が引き上げられました

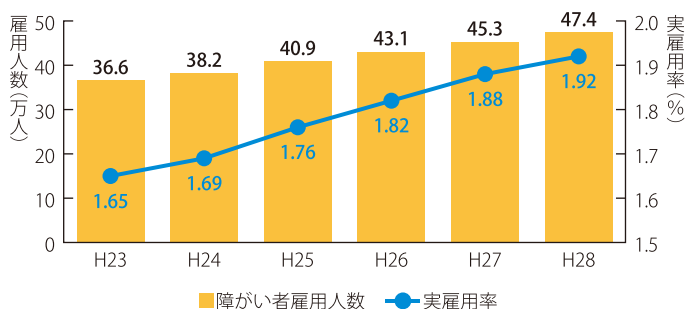
事業主区分	法定雇用率	
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体など	2.3% ⇒	2.5%
都道府県などの教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※この変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員「50人以上」から「45.5人以上」に広がりました

障がい者雇用の現状

民間企業に雇用されている障がい者の数は、平成28年で約47万人。13年連続で伸びています。しかし、法定雇用率を達成している企業の割合が5割にも満たないという現状もあります。障がいに関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業をとおりて社会参加できる環境こそが、誰でも活躍できる「共生社会」の実現につながるのではないでしょうか。

■障がい者雇用人数と実雇用率の推移



●問合せ先 福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111